

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：平成29年6月30日（平成29年（独情）諮問第36号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（独情）答申第28号）

事件名：特定個人が特定教員に提出した英文レポートの廃棄時期が記録された  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日Aに授業担当者であった特定教員の大学メールアドレス宛に提出した審査請求人の英文レポートがいつ廃棄されたか記録された文書（＝廃棄簿）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月9日付け阪大総総第2－24号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書については、その内容等に鑑み、本答申では省略する。

- (1) 請求者（審査請求人）は大阪大学の大学院生であったが、在学中に特定教員に提出した英文レポートが廃棄されず、請求者の同意を得ないまま公開法廷に提出されたのではないかという疑いを持ったため、平成29年2月7日付けで本件対象文書の法人文書開示請求を行い、大阪大学から不開示決定処分を受けた。
- (2) 大阪大学は、その理由を、「当時の『大阪大学における行政文書の管理に関する規定』に定める保存期間基準に基づき、当該廃棄簿にあたる文書（廃棄の状況が記録されているもの）については、保存期間（5年）満了により廃棄しており、不存在であるため」としている。
- (3) しかしながら、当該レポートは特定日Bまで廃棄されていなかったことが明らかになっている。特定事件番号特定事件（原告特定教員，被告大阪大学との間で争われたもので、請求者のことを争点としながら、請求者に一切連絡がないまま行われたものであった）において、特定日B，

特定教員側は「甲特定号証」の一部として、メールで送付した当該レポートを請求者の名前を黒塗りしないまま公開法廷に提出した。

この裁判について判決が確定したのは特定日Cである。その間、当該レポートが特定教員のメールボックスに保管されていたことが考えられる。仮に裁判が終わってすぐ廃棄したとしても、廃棄簿の保管期間は5年なので、まだ記録が残っている可能性が高い。当該レポートを廃棄しておらず、未だにメールボックスに残しているから廃棄簿が存在しないのならば、「開示しない理由」の部分を変更して欲しい。きっちり廃棄したということなら、それを示す廃棄簿を開示して欲しい。

(4) 本件処分が直接の原因ではないが、英文レポートは請求者の修士論文の草稿段階のものであり、またこの修士論文も公にしておらず、レポートが規定の年数で廃棄されなかったことによって、請求者は著作権を侵害され、また名前入りで公開されたことでプライバシーを侵害されてもいる。

(5) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問の対象となった法人文書（本件対象文書）は、特定日Aに授業担当者であった教員に対し提出した審査請求人の英文レポート（以下「本件レポート」という。）に係わる法人文書の廃棄時期が記録された文書である。

今回、審査請求人から、本件対象文書の開示請求があったが、審査請求人が本件レポートを提出した当時、大阪大学では、行政文書を管理する規程は制定されておらず、また、平成13年4月1日に施行した「大阪大学における行政文書の管理に関する規程」に基づき、本件レポートを行政文書として保存したとしても、行政文書の取得（作成）が平成13年4月1日、保存期間が1年、保存期間満了時期は平成14年3月31日となることから、行政文書としての本件レポートは廃棄されたと考えられる。

また、当該文書の廃棄時期を記録した文書については、当時の大阪大学の規程では、保存期間が5年となっていることから、本件対象文書を行政文書として保存し廃棄した後、文書処理簿等に記載していたとしても、その文書については保存期間が満了し、既に廃棄されており、不存在であることから、不開示決定をした。

これに対し、審査請求人から、特定年に当該授業担当者であった教員と大阪大学との間で争われた特定事件において、特定日Bに当該教員が当該裁判において、自身のコンピュータに保存する当該英文レポートを含むメールを証拠として提出したことから、当該コンピュータに保存されているメールを含む英文レポートは法人文書に該当し、判決が確定した特定日C

以降に廃棄したのであれば、請求の廃棄簿は存在することとなる又は現在も法人文書として保有するものであれば、法人文書不開示決定通知書の開示しない理由の記載内容を改めるよう、審査請求があった。

これに対し、大阪大学においては、当該教員のコンピュータに保存されているメールについては、組織として管理している職員共用の保存場所に保管されているものではなく、他の職員が利用できない状況であることから、当該教員のコンピュータに保存されているメールの中に当該英文レポートが存在するとしても法人文書に該当せず、また、本件レポートに係る廃棄時期が記載された文書は不存在であることから、原処分が妥当であると判断したものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月28日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年8月7日 審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

##### 2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、特定の個人（審査請求人）の氏名を明示し、当該個人が特定日Aに授業担当者であった特定教員の大学メールアドレス宛に英文レポートを提出したことを前提に、当該文書の廃棄に係る法人文書（本件対象文書）の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、審査請求人が特定日Aに授業担当者であった特定教員の大学メールアドレス宛に英文レポートを提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人（審査請求人）を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在している

か否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件対象文書の開示請求については、本来であれば、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の対象となるものと考えられ、処分庁は同法に基づく開示請求ができることなどについて開示請求者に教示すべきものと認められる。

今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司